

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月上旬にお知らせします。
申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まりです。
保険料は前年の本人の所得をもとに計算しますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成31年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料

後期高齢者医療保険料の
年金天引き開始

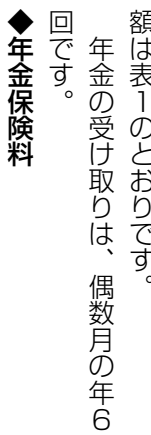


額を納めていただきます。
問合せ先 市市民窓口グループ
(内線227・217)

◆年金額
国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。
年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

◆年金保険料
・定額保険料 1万6,410円
・付加保険料（月額400円）を加えた保険料1万6,810円
※割引額は複利原価法により計算します。（表2参照）
2年分・1年分・半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。
前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。
・2年・1年前納期限：5月7日（火）
・半年前納期限
【上期】：5月7日（火）
【下期】：10月31日（木）
※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、注意してください。

年金



平成31年度の年金額と
年金保険料額のお知らせ

〈表1〉

年金の種類		平成31年度
老齢基礎年金		780,100円
障害基礎年金	1級	975,125円
	2級	780,100円
遺族基礎年金（子1人）		1,004,600円
子の加算額	1、2人目	224,500円
	3人目以降	74,800円

◆納付は口座振替で
口座振替を利用すれば、前納の割引額も大きくなります。
また、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。
※2年前納は平成32年度定額保険料1万6,540円
※2年前納は、平成31年度（月額1万6,410円）と平成32年度（月額1万6,540円）の保険料をまとめて納めていただくものです。
問合せ先 市市民窓口グループ（内線216）

〈表2〉

年額（月払い）	定額保険料			定額+付加保険料		
	196,920円			196,920円+4,800円		
納付方法	2年前納（※）	1年前納	半年前納	2年前納（※）	1年前納	半年前納
納付額	380,880円	193,420円	97,660円 × 2回	390,130円	198,130円	100,040円 × 2回
割引額	14,520円	3,500円	800円×2回	14,870円	3,590円	820円×2回